

第23期
東近江市農業委員会
平成29年度
初総会

議事録

◇第23期 東近江市農業委員会 初総会

1. 開催日時 平成29年7月24日 午前9時30分から午前11時30分
2. 開催場所 東近江市役所新館 313・314会議室
3. 出席委員 22人

●農業委員

議席	出欠	議席	出欠
1	出	12	出
2	出	13	出
3	出	14	出
4	出	15	出
5	出	16	出
6	出	17	出
7	出	18	出
8	出	19	出
9	出	20	出
10	出	21	出
11	出	22	出

●農業委員会事務局

事務局長	出
事務局次長	出
主幹	出
副主幹	出

4. 日程

- 1 開 会
- 2 農業委員辞令書の交付（22人）
- 3 農業委員会憲章の朗唱
- 4 市長挨拶
- 5 事務局職員の紹介
- 6 農業委員自己紹介
- 7 市長が仮議長を指名
- 8 東近江市農業委員会会長の互選について
- 9 東近江市農業委員会会長職務代理者の互選について
- 10 役員会役員の互選について
- 11 議席の指定について

12 議事録署名人の指名

13 議事上程

議案第1号 平成29年度東近江市農業委員会事業計画（新体制版）の決定
について

議案第2号 農地利用最適化推進委員の委嘱について

14 総会終了

5. 会議内容

事務局長 ただ今から、第23東近江市農業委員会初総会を開催いたします。

はじめに、農業委員辞令書の交付を行います。

このたびの農業委員の皆様の任命にあたりましては、農業委員会法の改正により、これまでの公選制や選任制が廃止され、農業委員の募集を行った上で、市長が議会の同意を得て任命するとされました。

このことから、本市におきましても、去る3月1日から28日まで農業委員の募集を行い、応募いただきました皆様について評価委員会による評価の結果を尊重のうえ、議会の同意を得て、本日、市長より農業委員の辞令書を交付させていただくものです。

任期は、本日7月24日から平成32年7月23日までの3年間です。

それでは、これより農業委員辞令書の交付をはじめさせていただきます。
市長よろしくお願いします。

事務局長 お名前をお呼びしますので、呼ばれた方は前にお進みください。

市 長 <22名の委員に1人ずつ辞令書を交付>

事務局長 ありがとうございます。

皆様のお席の上に、全国農業会議所並びに滋賀県農業会議からの、ご就任のお祝いの文書を置かせていただいておりますので、お受け取りください。

事務局長 それでは次に、「農業委員会憲章」の朗唱を行いますので、恐れ入りますが全員ご起立をお願いします。

総会議案書の1ページをお開きください。

この憲章は、農業委員会法の改正により、農業委員と農地利用最適化推進委員による新しい農業委員会体制と農地等の利用の最適化の推進が農業委員会の新たな使命になったことを受けて、委員会活動の規範とするため、平成28年度全国農業委員会会長大会で採択されたものです。

それでは、私が前文を読み上げますので、「一、農業委員会は」の後、続いてご唱和をお願いします。

全 員 <「農業委員会憲章」朗唱>

事務局長 ありがとうございました。ご着席ください。

事務局長 それでは開会にあたり、市長よりご挨拶を申し上げます。

市 長 <あいさつ>

事務局長 ありがとうございました。

事務局長 ここで、本日出席の農業委員会事務局職員を紹介させていただきます。
私は、事務局長の●●です。
事務局の総括を担当します●●次長です。
主として農地利用の最適化推進業務を担当します、●主幹です。
主として農地情報システムの管理、農業者年金を担当します、●●副主幹
です。
主として農地台帳の整備等を担当します臨時職員の●●です。
本日この会場には来ておりませんが、農地転用の審査業務等を担当します
●●主幹、及び農地の権利移動や相続等による届出を担当します●●主事
の2名も在任しています。
以上、事務局は7名の体制で業務に当たっています。
よろしくお願いいたします。

事務局長 それでは、本日は最初の農業委員会総会でございますので、各委員さんか
らお名前など簡単に自己紹介をお願いいたします。
ただ今お座りいただいております順に、仮議席1番の●●委員さんから仮
議席の順番でお願いいたします。

農業委員 <22名 自己紹介>

事務局長 ありがとうございました。
それでは、これより会議に入りますが、総会資料に入れております別添の
「東近江市農業委員会条例関係」の各種条例・規則・規程等に基づき、行
いますので、ご承知ください。

事務局長 次に、日程第7は、仮議長の指名です。
議長が選任されていませんので、「地方自治法第107条」の規定に準じ
まして、仮議長を市長より指名いただきます。

市 長 仮議長に●●●●委員を指名します。

事務局長 市長は他に公務がございますので、ここで退席されます。

(市長退席)

仮議長 ただいま市長より指名されました●●です。会長が互選されるまでの間、仮議長を務めさせていただきます。皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

本日の総会の出席委員数は22名、欠席委員は無しです。

「東近江市農業委員会会議規則第8条」の規定により、過半数の出席をいただいていますので、総会は成立いたします。

それでは、本日の議事日程に従いまして進めてまいります。

仮議長 日程第8は、東近江市農業委員会会長の互選についてであります。事務局より説明を求めます。

事務局長 農業委員会会長の互選についてですが、「東近江市農業委員会規程」第3条、並びに「東近江市農業委員会選挙事務取扱規程」第11条の規定に基づき、選挙による互選、または指名推薦により互選することもさしつかえないものとされています。

仮議長 説明が終わりました。会長の互選の方法について、どのように取り扱いさせていただきますたらよろしいか。

(委員から「議長一任」の声)

仮議長 議長一任との発言がありましたが、これについてご意見はございませんか。

(委員から「異議なし」の声)

仮議長 異議なしとの発言をいただきましたので、互選の方法は指名推薦といたします。選考委員の選考方法については、どのようにさせていただきますたらよろしいか。

(委員から「議長一任」の声)

仮議長 議長一任との発言がありましたが、私から選考委員の名前を読み上げますのでよろしくお願いいたします。

仮議席番号2番 ●●●委員、仮議席番号5番 ●●●●委員、仮議席番号10番 ●●●●委員、仮議席番号18番 ●●●●委員、仮議席番号20番 ●●●●委員、以上5名の皆さんにお願いします。

なお選考委員長は、●●●●委員にお願いします。

仮議長 次に、会長の任期についてお諮りします。
事務局の説明を求めます。

事務局長 会長等役員の任期につきましては、今日まで３年間を前期と後期に分けて任期としてまいりました。第２３期につきましても、これまでと同様に、前期・後期に分け、任期を平成３１年４月の定例総会までと考えております。

仮議長 説明が終わりました。会長等の任期について何かご意見はございませんか。

（委員から「異議なし」の声）

仮議長 異議なしの発言がありましたので、任期につきましては平成３１年４月の定例総会までとし、再任を妨げないとしします。

仮議長 それでは、ただ今から別室（３１５会議室）において選考をお願いいたします。
選考委員会が終わるまで暫時休憩いたします。

（休 憩）

仮議長 ただ今から会議を再開します。選考委員長より発表をお願いします。

選考委員長 選考委員を代表して選考結果を報告いたします。

国では、平成２６年６月に「農林水産業・地域の活力創造プラン」が改訂された以後、担い手への農地集積を加速化するための農地中間管理機構、米政策改革、農協改革、輸出促進などの農政改革が押し進めてられています。また、農業委員会制度も大きく変わり、「農地利用の最適化をより良く果たせるようにする」ことを目的としており、今後、担い手への集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進について、これまで以上の活動と成果が求められる状況となっています。

こうしたことから、農政や農業委員会運営に精通し、経験豊富な人材の選出が適当と考えました。

慎重審議いたしました結果、会長に●●●●委員を推薦いたします。

（委員から拍手多数）

事務局長 ここで会長に決定されました●●会長から、ごあいさつを頂きたいと存じます。

会 長 (あいさつ)

事務局長 なお、会長に就任されました●●会長は併せて、滋賀県農業会議の会議員に就任をされますので、ご報告をいたします。

事務局長 会長が決定いたしました。会長は会務を総理し、委員会を代表することになっていることから、「東近江市農業委員会会議規則」第6条の規定に基づき、会長が会議の議長となります。
●●会長にはそのまま議長席にお座りいただきます。

(仮議長が正式に議長となる)

議 長 日程第9は、東近江市農業委員会会長職務代理者の互選についてであります。事務局の説明を求めます。

事務局長 会長職務代理者の互選につきましては、「東近江市農業委員会規程」第4条の規定により、会長が欠けたとき又は事故があるときは、あらかじめ委員の互選により定めた委員がその職務を代理するとなっています。

議 長 説明は終わりました。会長職務代理者の互選についてお諮りいたしますが、会長を選考していただいたように指名推薦の方法で行ってよろしいか。また、選考委員についても同じ方々をお願いしてよろしいか。お伺いします。

(委員から「異議なし」の声)

議 長 異議なしの発言がありましたので、ただ今から別室(315会議室)において選考をお願いいたします。選考委員会が終わるまで暫時休憩いたします。

(休 憩)

議 長 ただ今から会議を再開します。
選考委員長より発表をお願いします。

選考委員長 選考結果を報告いたします。
会長職務代理者につきましては、会長を補佐し、時には会長の代理をし、

また会長と連携して運営に当たっていく役割があるため、同じく、農政や農業委員会運営に精通し、経験豊富な人材の選出が適当と考えました。慎重審議いたしました結果、会長職務代理者に●●●●●委員を推薦いたします。

（委員から拍手多数）

議 長 委員の皆様の絶大なる拍手をもってご同意を得まして決定いたしました。ここで会長職務代理者に決定されました、●●会長職務代理者からごあいさつを頂きます。

職務代理者 （あいさつ）

議 長 日程第10は役員会役員の互選についてであります。事務局の説明を求めます。

事務局長 東近江市農業委員会規程第6条により、農業委員会に役員会を置くことになっています。役員会は、会長、副会長、規程第4条第2項により職務代理者を副会長といいます。それから、農業委員及び農地利用最適化推進委員の中から互選された者それぞれ若干名で構成するとなっていますので、農業委員からは3名の役員を互選いただきたいと思います。

議 長 説明は終わりました。役員の互選についてお諮りいたします。役員の互選の方法について、どのように取り扱いさせていただいたらよろしいか。

（委員から「議長一任」の声）

議 長 議長一任の発言がありましたので、役員の選出についても、指名推薦の方法で行ってよろしいか。また、選考委員についても、先ほどと同じ方々にお願いしてよろしいか。

（委員から「異議なし」の声）

議 長 異議なしの発言がありましたので、ただ今から別室（315会議室）において選考をお願いいたします。選考委員会が終わるまで暫時休憩いたします。

（休 憩）

議 長 ただ今より、会議を再開いたします。

選考委員長より発表をお願いいたします。

選考委員長 役員会の役員について、慎重審議いたしましたので、結果を報告させていただきます。役員として、●●●●●委員、●●●●●委員、●●●●●委員の３名を推薦いたします。

議 長 ただいま選考委員長から報告がありました。
賛成の委員は拍手をお願いします。

(委員から拍手多数)

議 長 委員の皆様の絶大なる拍手を持って、ご同意を得まして決定いたしました。

議 長 次に、日程第１１は議席の指定についてです。
議席の指定については、「東近江市農業委員会会議規則」第１０条の規定に基づき、くじで行なうこととしてよろしいか。また、くじを引く順番は現在お座りの順番でよろしいか。お伺いします。

(委員から「異議なし」の声)

議 長 異議なしの発言がありましたので、ただ今から、くじを始めます。進め方につきましては事務局から説明をしていただきます。

事務局長 ただ今お座りの議席順に順次、事務局が回りますので、くじを引いてください。引き終わりましたら、議席を事務局に報告いただき、全員がくじを引き終わりましたから、議席を交代していただきます。

(事務局 くじを引き終わられた委員の議席番号を記録)

事務局次長 (議席番号・名前の読み上げ)

議 長 議席番号が決定しましたので、順次議席を交代してください。

(各委員議席を交代)

議 長 次に日程第１２の「議事録署名人の指名」を行います。
議席番号１番 ●●●●●委員、２番 ●●●●●委員を指名いたします。

議 長 日程第１３は、議事の上程であります。
最初に、議案第１号「平成２９年度東近江市農業委員会事業計画（新体制

版)の決定について」を議題とします。
それでは、事務局の説明を求めます。

事務局

総会議案書の3ページをご覧ください。議案第1号 平成29年度東近江市農業委員会事業計画(新体制版)を決定することについて、意見をもとめさせていただくものです。会長名が空欄となっていますが、ただ今決定いただきましたので、●●会長の名前を入れていただきたいと思います。

今回の農業委員会等に関する法律の改正に伴い、農地等の利用の最適化の推進、即ち、担い手への農地集積・集約化、それから耕作放棄地、遊休農地の発生防止・解消、それから新規参入の促進といった業務の重点化を図るため、農業委員会体制や農業委員会業務が抜本的に改正され、新たな農業委員会制度が施行されました。特に農業委員会体制では、定数の縮減、農地利用最適化推進委員の新設がされました。また、農業委員会業務では農地等の利用の最適化の推進が新たな法廷業務として追加されました。このことから、本日7月24日からの新たな農業委員会制度への移行にあたり、前期の農業委員会において、新たな組織体制や業務の推進体制について検討を重ね、新たな体制案を構築してまいりました。また、東近江市農業委員会では以前より農業委員会の運営の計画性や実効性を高めるため、毎年年度当初に事業計画を策定し、これに基づき活動を展開しております。今年度におきましても4月当初に事業計画を策定しましたが、7月24日より新たな制度に基づく農業委員会となることから、それまでは現行体制版として策定し、7月24日以降については新体制版として改訂することとしておりました。このことから、この度平成29年度東近江市農業委員会事業計画(新体制版)についてご決定をお願いするものです。

まず、資料1の2ページと資料1-1の1ページから3ページに掲載しております組織体制についてご説明いたします。また、資料1-1の最後のページのA3版の農業委員会の体制図もご覧いただきたいと思います。農業委員会法の改正に伴い、東近江市では農業委員22名、農地利用最適化推進委員22名の体制になりました。また、農業委員会の業務につきましても、大別して大きく3つの業務がございます。1つ目は6条1項業務といわれる許認可等の審議・決定の業務です。2つ目は今回の法律改正に伴い農業委員会の重点業務とされた6条2項業務といわれる、農地利用最適化の業務です。3つ目に6条3項業務といわれる農業振興業務があります。こうした中で、農業委員と農地利用最適化推進委員の役割分担や連携を図り、一丸となってこの大きな3つの業務をよりよく進めていただくため、このような体制で進めさせていただきたいと考えています。まず、農業委員については改正法により、農業委員会という合議体としての意思決定を行うことで農地法をはじめとする各種法

令に基づく許認可や農業委員会の各種決定に関する議決権が付与されています。このことから、今日までは許認可を扱う農地部会や、農業振興を所管する農業振興部会など部会を設けていましたが、農業委員の数が半減したことから、部会は設けず毎月の農地の権利移動や農地転用との許認可、農地利用最適化業務またはその他の農業振興業務等の企画立案などについて審議決定いただくため、毎月月例総会を設け、原則農業委員で活動を行っていただくものと考えています。なお、必要に応じて農地利用最適化推進委員とも連携をいただくものと考えています。

次に農地利用最適化推進委員については、改正農業委員会法により、農地利用最適化の推進のため地域での現場活動中心に活動していただくということになっています。

また、農業委員についても、農地利用の最適化を進めるための目標や方法など行動計画となる指針の策定や、農地利用最適化推進委員と連携して農地利用最適化を進めることが役割になっています。そのことから、農地利用の最適化推進の拠点として9つの各地域単位の農地利用最適化推進ブロック会議を設け、農地利用最適化推進委員と農業委員が連携して活動していただくこととさせていただいております。

また、担当地区が同じ農業委員と農地利用最適化推進委員を、地区担当と位置付けさせていただいております。

ブロック会議等の活動について方針や実施要領などの協議、9つのブロック会議の情報等の共用をはかり、農地利用最適化業務をより一層推進していただくため、2ヶ月に1回程度ブロック全体会議を開催してまいりたいと考えています。また、農業委員会の諸課題について迅速かつ重点的に対応するため、必要に応じ農業委員、農地利用最適化推進委員から委員を選任した小委員会を設置していきたいと考えています。

農地利用の最適化の推進に当たっては、特に地域との連携が不可欠であるため、組織体制図においても各地域の農業組合との連携を掲げています。以上が組織体制の概要です。

次に、業務の推進体制及び方針についてご説明いたします。

資料1の3ページ以降、資料1-1の3ページ下段以降をご覧ください。組織・会議別の業務概要として、定期総会、役員会、月例総会、農地利用最適化推進ブロック全体会議、農地利用最適化推進ブロック会議、地区担当等の業務を列挙しています。また、農業委員、農地利用最適化推進委員それぞれの業務概要も挙げていますのでご覧ください。

次に5ページ、業務推進体制です。

1番目が許認可等の審議・決定業務です。こちらは農業委員が中心に活動いただく業務です。必要に応じ、農地利用最適化推進委員と連携をいただきながら進めて行きたいと思います。

次に6ページ、農業振興業務です。これについては農業委員、農地利用最適化推進委員が合同して活動していただきたいと考えています。

次に7ページの3番目、農地等の利用の最適化の推進に関する意見提出です。これについては、農業委員会法第38条第1項に、農地利用の最適化やその他農業振興について行政機関へ意見を提出するとしており、このことから地域性や課題が違う各ブロック会議において検討していただき、全体会議で取りまとめ、市長等に意見を提出します。また懇親会等も開催していくことを考えています。

8ページの4番目、農地等の利用の最適化の推進に関する指針の策定、農地等の利用の最適化の推進の実施状況、その他農業委員会における事務の実施状況の公表です。これは、農業委員会法第7条及び第37条に、農地等の利用の最適化の推進に関する目標や推進方法を定めた指針を作成すること、また毎年度活動計画や点検評価を行った実施状況を公表するとされています。これについては、月例総会、ブロック全体会議において協議いただき取り組んでいきたいと考えます。

次に9ページの5番目、農地利用最適化業務です。担い手への農地の利用集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進というのが3つの柱ですが、掲載しておりますとおり、ブロック全体会議やブロック会議、地区担当により取り組んで行きたいと考えています。また、地域によっては状況や課題等が異なるため、農地パトロール、農業組合長との情報交換とともに、地域の独自活動を展開していただきたいと思います。

最後に12ページ、その他についてです。農業委員会の活動の強化に結び付けていくために、各種研修にご参加いただきたいと思います。

以上が業務の推進体制、方針の概要です。

続いて、資料1-2、「農地利用の最適化を推進するために」という冊子を付けております。農地利用最適化を推進していただくためのマニュアルとしてまとめたものです。8月1日開催の研修会において、農地等の利用の最適化の推進に関する指針の説明と共にご説明させていただきますので、後ほどご覧いただきたいと思います。なお、この資料の8ページ以降は各地域の最適化の取り組み状況等を掲載しています。個人情報が含まれますので、取り扱いにはご注意ください。

また、資料1-3ですが、平成28年度東近江市農業委員会活動報告書というものです。これは毎年度農業委員会活動について報告書としてまとめているものですので、後ほどご覧ください。

以上ご説明いたしましたことをまとめたものが、資料1、平成29年度東近江市農業委員会事業計画書（新体制版）です。

また、資料1の最後のページに、月別会議、各種事業の実施予定を掲載していますので、跡でご覧いただきたいと思います。

最後に、事業計画書の1ページ目をご覧ください。事業計画の前文という形で書いています。農業・農村を取り巻く情勢や農政の大きな変革期に直面しており、農業委員会の果たす役割がこれまで以上に拡大している状況です。農村地域における活性化の観点からも、農業の持続的な維持・発展

を遂げていけるように、農業者の代表機関として、農地法及び関係法令に基づく許認可業務の厳正な執行はもとより、農地等利用の最適化の推進、地域農業の振興、農村地域の活性化等様々な活動と農業委員会活動の見える化を推進し、地域農業者と共に行動する農業委員会づくりを理念に、農業・農村の振興や農業者の期待に応えられるよう実践活動を展開していくということで、よろしくお願いしたいと思います。

以上、今後の農業委員会活動についてご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます、説明とさせていただきます。

議 長 事務局の説明が終わりました。
第1号議案について、何かご意見はございますか。

(質問・異議等なし)

議 長 ないようですので採決に移ります。
本案を承認される方は挙手を願います。

(全員挙手)

議 長 全員賛成と認めます。よって本案は可決いたしました。

議 長 次に、議案第2号「農地利用最適化推進委員の委嘱について」を議題とします。
それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 議案書の4ページと5ページの別紙をご覧ください。
議案第2号 東近江市農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱について、農業委員会等に関する法律第17条第1項の規定に基づき、東近江市農業委員会の農地利用最適化推進委員に次の者を移植することについて、議決を求めさせていただくものです。
なお、2号議案についても会長名が空欄となっていますので、●●会長の名前をご記入いただきたいと思います。
改正農業委員会等に関する法律が施行され、法第17条第1項及び第19条第1項の規程に基づき、農業委員会は農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者のうちから、農地利用最適化推進委員を委嘱しなければならないとされ、農業委員会体制に新たに農地利用最適化推進委員が創設されました。また、委嘱に当たっては区域を定め、その区域ごとに農地利用最適化推進委員を募集することになっています。このことから、当委員会においても、去る3月1日から3月28日までの期間で農地利用最適化推進委員の募集を行い、推薦及び応募のあった方について、別に組織す

る評価委員会において評価を行っていただき、その報告を尊重の上、22人の方を推進委員に決定いたしました。この度、委嘱に当たっては新たな農業委員会で行うこととされていますので、5ページの議案第2号の別紙にある22人を農地利用最適化推進委員に委嘱することについて、議決をお願いするものです。任期については、農業委員と同様に平成29年7月24日から平成32年7月23日までの3年間ということになります。よろしくお願いします。

議 長 事務局の説明が終わりました。
第2号議案について、何かご意見はございますか。

(質問・異議等なし)

議 長 ないようですので採決に移ります。本案を承認される方は挙手を願います。

(全員挙手)

議 長 全員賛成と認めます。よって本案は可決いたしました。

議 長 これで、全ての審議を終了いたします。
委員の皆様には、大変暑い中ご出席を賜り、終始熱心にご協議いただきまして、厚くお礼申し上げます。
これで、本日の農業委員会初総会を閉会といたします。

上記会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

議 長

1 番

2 番